

豊田市農業委員会議事録

令和7年10月28日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和7年10月度農業委員会総会を豊田市役所南庁舎3階、南31会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第60号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第61号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第63号 生産緑地に係る農家の主たる従事者の証明について
- 議案第64号 特定農地貸付けの承認について
- 議案第65号 農用地利用集積等促進計画案（新規設定）に対する意見について
- 議案第66号 農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について
- 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

<出 席 委 員> (19名)

1番 鈴木喜一郎	2番 築山 正樹	3番 中川 豊
4番 中根 敏明	5番 深津 峰男	6番 近藤 和人
7番 杉浦 俊雄	8番 石川 文志	9番 梅村 逸次
10番 水嶋 広	11番 水野 省治	12番 伊藤喜代司
13番 梅村 貢司	14番 中島 匠代	15番 加知 満
16番 伊藤 政和	17番 倉地 雅博	18番 林 如実
19番 杉田 雅子		

<欠 席 委 員> (0名)

なし

<事務局説明員>

事務局長 山岡 雅史	副 主 幹	中根 紘子	担当長 杉本 一浩
主 査 神谷 一平	主 査 井上 貴道	主 査 佐藤 伸宏	
書 記 長谷川賢斗			

(開会 午後2時00分)

事務局：豊田市農業委員会会議規則第4条により、会長に議長をお願いいたします。

議長：それでは、ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局：本日の欠席委員は、ございません。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立しておりますことをご報告します。

議長：ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

1番 鈴木喜一郎委員、2番 築山正樹委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第60号から第66号までの審議案件7件と、その他の報告案件5件です。

それでは、順次議案を上程させていただきます。

令和7年議案第60号「農地法第3条の規定による許可について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第60号「農地法第3条の規定による許可について」、詳細はお手元にある議案を御覧ください。

78番、丸根町の件。

担当推進委員の末継委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

79番、丸根町の件。

担当推進委員の末継委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

80番、浄水町の件。

担当推進委員の前田委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

81番、国附町の件。

担当推進委員の三宅委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

82番、久木町の件。

担当推進委員の宇井委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

83番、東萩平町の件。

担当推進委員の鈴木（順）委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第60号で上程されました6件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第60号は「承認決定」されました。
令和7年議案第61号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第61号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」、立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

14番、西山町の件。

排水路です。第3種農地です。

判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育、医療、その他の公共施設がある区域内にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

続きまして、15番、四郷町の件。

進入路（共同住宅）です。第2種農地です。

判断基準は、駅・支所等からおおむね500メートル以内にある農地です。

許可基準は、申請地を隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うもので、当該事業目的を達成する上で、申請地を供することが必要であると認められるため、許可できるに該当します。

お願いします。

梅村(逸)委員：異議ありません。

事務局：ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第61号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いし

ます。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第61号は「適当である旨」承認されました。

令和7年議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請承認について、立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

145番、鶴鳴町の件。

分家住宅です。第2種農地です。

判断基準は、駅・支所等から1キロメートル以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。お願いします。

深津委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、146番、高岡町の件。

駐車場です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えてある区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

お願いします。

杉浦委員：特に異議はありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、147番、駒新町の件。

分家住宅です。第2種農地です。

判断基準は、相当数の街区を形成している区域にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

続きまして、148番、駒新町の件。

分家住宅です。第2種農地です。

判断基準は、相当数の街区を形成している区域にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

お願いします。

石川委員：2件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、149番、西広瀬町の件。

自己用住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えていた区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

続きまして、150番、西広瀬町の件。

自己用住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えていた区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

お願いします。

梅村(逸)委員：2件とも異議ありません。

事務局：ありがとうございました。

151番、石野町の件。

自己用住宅です。第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

続きまして、152番、勘八町の件。

分家住宅です。第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員：2件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、153番、岩倉町の件。

分家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えていた区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤(喜)委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議 長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第62号で上程されました9件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第62号は「適当である旨」承認されました。
令和7年議案第63号「生産緑地に係る農地の主たる従事者の説明について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第63号「生産緑地に係る農地の主たる従事者の説明について」
3番、新町の件。
主たる従事者の故障のためです。
担当推進委員の篠田委員から証明について問題ない旨ご意見をいただいて
おります。
以上、読み上げました案件に付きまして、生産緑地法第10条の要件を満た
していることを確認しております。
以上です。

議 長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第63号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いし
ます。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第63号は「承認決定」されました。
令和7年議案第64号「特定農地貸付けの承認について」事務局の説明を求
めます。
事務局：令和7年議案第64号「特定農地貸付けの承認について」特定農地貸付けに
関する農地法等の特例に関する法律の規程に基づく特定農地貸付けについて、

同法第3条第1項の規程に基づき、別紙のとおり農業委員会の承認を求めます。

案件の説明に先立ち、特定農地貸付けの概要について説明させていただきます。

配布資料を御覧ください。

1ページから6ページは今回の申請者より提出のあった「宝町ふれあい農園「栄」」の写し、7ページ以降は農林水産省「市民農園をはじめよう」というパンフレットの写しとなっております。

市民農園とは、市民がレクリエーションの目的などで小さな面積の農地を利用して自家用の野菜などを栽培するための農園の事です。

市民農園の開設は法律により、2つの方法がありますが、今回の案件は、特定農地貸付法による開設です。

続いて、手続きに関する説明になります。配布資料8の8ページを御覧ください。今回は、2、所有農地で開設する者及び、3、農地を借りて開設する者の2種類に該当します。

フロー図を御覧ください。いずれの場合においても、開設者は「貸付規定」を作成し、農業委員会の承認を得る必要があります。今回の審議は、この承認に関するものです。なお、3、農地を借りて開設する者に関するフロー図中の地方公共団体の箇所においては、法律改正により、農地中間管理機構に一本化されています。

今回の案件について、具体的に説明します。

場所は別紙のとおり、宝町地内の農地2筆で、面積は1,282平方メートルです。土地利用計画としては、24区画の貸出農地になります。

1ページの「貸付規程」を御覧ください。審査内容としては次に掲げる必要な項目が入っているかどうかを確認します。貸付主体、貸付農地、貸付条件、募集の方法、管理運営方法、貸付契約の解除、貸付農地の返還についてです。これらの必要な項目は全て記載されていることを事務局で確認しました。

また事前に、推進委員の石川委員に、開設者への聞き取り、農地の現地確認を行っていただきしており、石川委員からは、承認について問題ない旨ご意見を頂戴しております。

以上です。

議 長：事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第64号において上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第64号は「承認決定」されました。

令和7年議案第65号「農用地利用集積等促進計画案（新規設定）に対する意見について」、農政企画課の説明を求めます。

農政企画課：農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案(新規設定)について、別紙のとおり意見を求める

今回、ご意見をいただくものは、地域計画内で令和7年12月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。9の1ページ、議案第65号資料①は利用権設定の総括表です。9の2ページ、議案第65号資料②は1筆ごとの情報を全件示したもの

ここでは、9の1ページ、議案第65号資料①利用権設定の総括表でご説明させていただきます。

総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借始期はいずれも令和7年12月1日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総数のとおり、5筆、6, 736平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

議長：農政企画課の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第65号において上程されました件について、計画案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第65号は「意見なし」として答申します。

令和7年議案第66号「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」、事務局の説明を求めます。

事務局：議案第65号は、地域計画区域内の利用権設定でしたが、こちらは地域計画区域外の利用権設定になります。

今回、地域計画の区域外で利用権設定の申し出があったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画を定めることを要請します。

今回、ご審議いただくのは、令和7年1月2日から貸借期間が開始される利用権設定です。

資料は2種類あります。10の1ページ、議案第66号資料①は総括表です。10の2ページ、議案第66号資料②は1筆ごとの情報を全件示したものです。ここでは、10の1ページ、議案第66号資料①の総括表でご説明させていただきます。総括表の左に書かれているのが貸借終期です。

今回は、総括表の一番下の総数のとおり、2筆、1,361平方メートルの利用権を設定するものです。

なお、この内容につきまして、事前に豊田市に対し意見聴取を行い、「意見なし」との回答を得ております。

以上です。

議 長：事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第66号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第66号は「承認決定」されました。

議 長：報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局：議案書11ページ、11の1及び11の2ページを御覧ください。

報告、「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」、です。

こちらの報告案件は、農地所有者による「非農地確認願」の申請に基づき、事務局で現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案書12ページを御覧ください。

報告、「農地法第18条第6項の規定による通知書受理について」、80番、西岡町の案件から、83番、吉原町までの4件につきまして、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案書13ページを御覧ください。

報告、「農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について」、7番、矢並町の案件から、9番、北一色町までの3件について、2アール未満の農業用倉庫につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案書14ページを御覧ください。

報告、「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について」29番、小坂本町の自己用住宅の案件と、30番、東新町の自己用住宅の案件

の2件について、市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案書15ページを御覧ください。

報告、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について」、131番、美里の分譲宅地の案件から、17ページを御覧ください。141番、新町の自己用住宅の案件までの11件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

議長：これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時21分)